

広島県告示第千二百二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によって、次のとおり聴聞を行う。

令和五年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		住所
氏名	株式会社パズル ハウス 代表者 沖 扶 美男	
聴聞の日時	令和五年十一月 一日（水） 午前十一時から午 前十一時三〇分	
聴聞の場所	広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎北館 五階五〇一会議 室	
聴聞の事由	法第六十五条第 一項の規定に該 当する。	